

福井県報

号外第15号
平成21年
3月24日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

条例

※福井県消費者行政活性化基金条例(一・県民安全課)……………	四
※福井県障害者自立支援特別基金条例の一部を改正する条例(二・障害福祉課)……………	四
※福井県安心こども基金条例(三・子ども家庭課)……………	五
※福井県ふるさと雇用再生特別基金条例(四・労働政策課)……………	五
※福井県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例(五・同)……………	五
※福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(六・財務企画課)……………	六
※福井県生活学習館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(七・男女参画・県民活動課)……………	一〇
※福井県衛生環境研究センター試験検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例(八・健康増進課)……………	一一
※福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(九・地域産業・技術振興課)……………	一一
※福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(一〇・県産材活用課)……………	一二
※福井県立図書館手数料徴収条例の一部を改正する条例(一一・教育庁生涯学習課)……………	一二
※福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(一二・警察本部会計課)……………	一二
※福井県の部制に関する条例等の一部を改正する等の条例(一三・人事企画課)……………	一三
※福井県一般職の職員等の給与に関する条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(一四・同)……………	一六
※福井県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(一五・長寿福祉課)……………	一七
※福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(一六・医务業務課)……………	一七
※河川法施行条例の一部を改正する条例(一七・河川課)……………	一七
※福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(一八・教育庁高校教育課)……………	一七
※市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(一九・教育庁義務教育課)……………	一七
※福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(二〇・教育庁文化課)……………	一七
※福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(二一・警察本部警務課)……………	一七

※福井県抜声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(二二・警察本部公安課)……………	二〇
※福井県中小企業振興条例(二三・議事事務局)……………	二〇
※福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(二四・同)……………	二二
※福井県議事委員会条例の一部を改正する条例(二五・同)……………	二二

本号で公布された 条例のあらまし

◇福井県消費者行政活性化基金条例(第一号 県民安全課)

- 1 消費生活に関する相談体制を強化する等、消費者の利益の擁護に係る行政運営の活性化を図るため、福井県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めることとした。(第三条、第七条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇福井県障害者自立支援特別基金条例の一部を改正する条例(第二号 障害福祉課)

- 1 福井県障害者自立支援特別基金の設置の目的および処分の対象となる事業に、福祉または介護に関する事業の業務に必要な知識および技術を有する人材の確保を図るための事業を追加することとした。(第一条および第六条関係)
- 2 福井県障害者自立支援特別基金条例の有効期限(平成二十一年三月三十一日)を、平成二十四年十二月三十一日まで延長することとした。(附則第二項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県安心こども基金条例(第三号 子ども家庭課)

- 1 妊婦の健康管理の充実および良質な保育サービス等の提供を行うことにより、子どもを安心して生み、育てることができ環境を整備するため、福井県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めるところとした。(第三条、第七条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇福井県ふるさと雇用再生特別基金条例(第四号 労働政策課)

- 1 現下の厳しい雇用の状況を踏まえ、地域の実情または創意工夫に基づき取り組むべき事業であつて地域の発展に資すると見込まれるものを緊急に実施することにより、求職者に対する継続的な雇用および就業の機会の創出を図るため、福井県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めるところとした。(第三条、第七条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇福井県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例

- 1 現下の厳しい雇用の状況を踏まえ、地域において緊急に取り組むべき事業を実施することにより、失業者に対する短期の雇用および就業の機会の創出を図るため、福井県緊急雇用創出事業臨時特別基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第一条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによることとした。(第二条関係)
- 3 基金の管理に関し必要な事項を定めるところとした。(第三条、第七条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(第六号 財務企画課)

- 1 介護サービス情報調査手数料の額を改定するほか、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第三条および別表関係)
- 2 火薬類保安責任者試験手数料の額を改定することとした。(別表関係)
- 3 高圧ガス製造保安責任者試験手数料等の額を改定することとした。(別表関係)
- 4 液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定することとした。(別表関係)
- 5 狩猟免許申請手数料等の額を改定することとした。(別表関係)
- 6 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)の施行に伴い、

准看護師再教育研修手数料等の額を定めるところとした。(別表関係)

- 7 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行に伴い、医薬品販売先等変更許可申請手数料を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- 8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十六号)の施行に伴い、建築物環境衛生一般管理業者登録申請手数料を廃止することとした。(別表関係)
- 9 建築士法の一部改正を踏まえ、二級建築士または木造建築士免許手数料等の額を改定し、二級建築士または木造建築士免許証書換え交付手数料等の額を定めるところとした。(別表関係)
- 10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を定めるところとした。(別表関係)
- 11 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の施行に伴い、教育職員免許状有効期間更新手数料等の額を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- 12 この条例は、一部の規定を除き、平成二十一年四月一日から施行することとした。

施行することとした。

◇福井県衛生環境研究センター試験検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例(第八号 健康増進課)

- 1 依頼を受け実施する水質検査の事務を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例(第九号 地域産業・技術振興課)

- 1 福井県工業技術センターの設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額を定めるところとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(第十号 県産材活用課)

- 1 木質ペレット製造機の使用料の額を定めるところとした。(別表第二関係)
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県立図書館手数料徴収条例の一部を改正する条例(第十一号 教育庁生涯学習課)

- 1 プリンターにより用紙に出力したものの交付に係る手数料の額を定めるところとした。(第一条および別表関係)
- 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例(第十二号 警察本部会計課)

1 免許証交付手数料等の額を改定することとした。(別表関係)

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)の施行に伴い、認知機能検査手数料等の額を定めるほか、講習手数料の額を改定することとした。(別表関係)

3 自動車運転代行業認定申請手数料の額を改定することとした。(別表関係)

4 この条例は、次に定める日から施行することとした。

- 一 3に係る規定 平成二十一年四月一日
- 二 2に係る規定 平成二十一年六月一日
- 三 1に係る規定 平成二十二年一月四日

◇福井県の部制に関する条例等の一部を改正する等の条例(第十三号 人事企画課)

一 福井県の部制に関する条例の一部改正関係

1 総務部に属する事務のうち、統計および情報に関する事項を総合政策部の分掌事務とすることとした。(第三条および第四条関係)

2 新たに観光営業部を設置し、県の魅力の向上に関する事項ならびに産業労働部に属する事務のうち観光および国際化に関する事項を観光営業部の分掌事務とすることとした。(第七条および第八条関係)

二 福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正および福井県企業局設置条例の廃止関係
企業局を廃止し、公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織と

して産業労働部を設置することとした。
三 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

四 一および二に伴い、福井県職員定数条例その他関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇福井県一般職の職員等の給与に関する条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(第十四号 人事企画課)

一 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正関係

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当について、支給限度額を月額三十六万五千五百円に引き上げることとした。(第八条の二関係)

二 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係

1 高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当について、支給額を給料月額の百分の七(管理職手当を受ける職員にあつては、人事委員会が百分の五を超えない範囲内で定める割合)に引き下げることとした。(第二十九条関係)

2 高等学校の教員等の産業教育手当について、支給額を給料月額の百分の七に引き下げることとした。(第三十二条関係)

三 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。
◇福井県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(第十五号 長寿福祉課)
1 福井県介護保険財政安定化基金への拠出金を算定する割合を零に引き下げること

した。(第二条関係)
2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(第十六号 医務薬務課)

1 医療法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三十六号)の施行に伴い、福井県立病院および福井県立すこやかシルバー病院の診療科目を変更することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇河川法施行条例の一部を改正する条例(第十七号 河川課)

1 発電のための水利使用および土地の占用の許可の期間(三十年以内)を二十年以内とすることとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例(第十八号 教育庁高校教育課)

1 福井県立学校職員の定数を改定することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(第十九号 教育庁義務教育課)

1 県費負担教職員の定数を改定することとした。(第三条関係)
2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(第二十号 教育庁文化課)

1 年間観覧券により観覧する場合の観覧料の額を定めることとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(第二十一号 警察本部警務課)

1 警察職員の定数を改定することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例(第二十二号 警察本部公安課)

1 音量の測定について、拡声機から十メートル未満の地点において測定した場合であっても、これを十メートル以上の地点で測定したものとした場合の音量に換算することができることとした。(第四条関係)

2 他人に対し、拡声機の使用を要求し、もしくは依頼する者または自己の管理に係る拡声機を使用させる者は、拡声機を使用する者にこの条例に規定する事項を遵守させるよう努めなければならないこととした。(第五条関係)

3 警察官は、拡声機の同時使用により警告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、移動を命ずることができることとした。(第七条関係)

4 警察署長は、違反行為が行われた場合に、当該違反行為に係る拡声機の使用を要求

し、もしくは依頼した者または自己の管理に係る拡声機を使用させた者に対し、違反行為を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告できることとした。(第八条関係)

5 3の命令に違反した者または立入調査における警察官の質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者について、罰則を設けることとした。(第十一条関係)

6 この条例は、平成二十一年六月一日から施行することとした。

◇福井県中小企業振興条例(第二十三号 議会事務局)

1 この条例の制定背景および趣旨を明確にするため、前文を置くこととした。(前文関係)

2 この条例は、中小企業が本県経済において担う役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務、基本方針等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本県経済の活性化および県民生活の向上に寄与することを目的とする事とした。(第一条関係)

3 中小企業者その他の用語について定義規定を置くこととした。(第二条関係)

4 中小企業の振興を行うための基本理念を定めることとした。(第三条関係)

5 県の責務、中小企業者の努力および県民等の理解と協力について定めることとした。(第四条、第六条関係)

6 県は、中小企業者の製品開発および販路開拓の支援等の基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとした。(第七条関係)

7 県は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。(第八条関係)

8 知事は、毎年、議会に、中小企業の振興について取り組む事項およびその実施状況を報告しなければならないこととした。(第九条関係)

9 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

◇福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(第二十四号 議会事務局)

1 福井県議会議員の議員報酬の月額を減額する期間を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福井県議会委員会条例の一部を改正する条例(第二十五号 議会事務局)

1 福井県の部制に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成二十一年福井県条例第十三号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。

条 例

福井県消費者行政活性化基金条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第一号

福井県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第一条 消費生活に関する相談体制を強化する等、消費者の利益の擁護に係る行政運営の活性化を図るため、福井県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、消費者の利益の擁護に係る行政運営の活性化を図るため、基金の全部

または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

福井県障害者自立支援特別基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二号

福井県障害者自立支援特別基金条例の一部を改正する条例

福井県障害者自立支援特別基金条例(平成十九年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を緊急に」を「ならびに福祉ま

たは介護に関する業務に必要な知識および技術を有する人材(以下「福祉介護人材」という。)の確保を図るための事業を」に改める。

第六条中「支援する事業」の下に「ならびに福祉介護人材の確保を図るための事業」を加える。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県安心こども基金条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第三号

福井県安心こども基金条例

(設置)

第一条 妊婦の健康管理の充実および良質な保育サービス等の提供を行うことにより、子どもを安心して生み、育てることができ、環境を整備するため、福井県安心こども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備する事業を実施するため、基金の全部または一部を処分

することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成二十三年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

福井県ふるさと雇用再生特別基金条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第四号

福井県ふるさと雇用再生特別基金条例

(設置)

第一条 現下の厳しい雇用の状況を踏まえ、地域の実情または創意工夫に基づき取り組むべき事業であって地域の発展に資すると見込まれるものを緊急に実施することにより、求職者に対する継続的な雇用および就業の機会の創出を図るため、福井県ふるさと雇用再生特別基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、求職者に対する継続的な雇用および就業の機会の創出を図る事業で緊急に取り組むべきものを実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第五号

福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金 条例

(設置)

第一条 現下の厳しい雇用の状況を踏まえ、地域において緊急に取り組むべき事業を実施することにより、失業者に対する短期の雇用および就業の機会の創出を図るため、福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、失業者に対する短期の雇用および就業の機会の創出を図る事業で緊急に取り組むべきものを実施するため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。
(失効)

2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出予算に計上する。

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第六号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表十二の項中「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改め、同表十三の項中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に改める。

別表第二号の表二十六の項中「一万二千元」を「一万七千元」に改め、同表三十九の項中「一万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に、「八千九百元」を「七千九百円」に改め、同表四十の項中「八千五百円」を「七千六百元」に、「八千元」を「七千七百円」に、「六千七百元」を「六千元」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改め、同表七十六の項中「二万三千元」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改め、同表百八の項中「四千元」を「三

千九百元」に、「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同表百九の項中「千円」を「千円」に改め、同表百十の項中「二千九百元」を「二千八百円」に改め、同表百十一の項中「千九百元」を「千八百円」に改める。
別表第三号の表五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二 保健師助産師看護師 法第十五條の二第二項の規定に 基づく准看護師再教育研修の 実施	准看護師再教育研修 手数料	1 保健師助産師看護師法第十四條第二項第一号に掲げる処分を受けた者 2 1に掲げる者以外の者	四万二千元 八万円
五十七の三 保健師助産師看護師 法第十五條の二第五項の規定に 基づく准看護師に係る再教育研 修了登録証の交付	准看護師再教育研修 了登録証交付手数料		五千六百元
五十七の四 保健師助産師看護師 法第十五條の二第五項の規定に 基づく准看護師に係る再教育研 修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修 了登録証書換え交付手 数料		三千四百円
五十七の五 保健師助産師看護師 法第十五條の二第五項の規定に 基づく准看護師に係る再教育研 修了登録証の再交付	准看護師再教育研修 了登録証再交付手数料		四千五百円

別表第三号の表百五十の項を次のように改める。

百五十 削除

別表第三号の表百五十四の項および百五十四の二の項中「(薬事法第二十六條第三項ただし書の許可に係る許可証を含む。)」を削り、同表百七十の二の項を削り、同表二百一の項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改め、同表二百二の項中「第百十五條の二十九第二項」を「第百十五條の三十五第二項」に、「三万千元」を「二万二千元」に、「二万八千元」を「

二万円」に改める。
別表第六号の表四十六の項中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同項の次に次のように加える。

四十六の二 建築士法第五条第二項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証または木造建築士免許証書換え交付手数料	五千九百円
四十六の三 建築士法第五条第二項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証または木造建築士免許証再交付手数料	五千九百円

別表第六号の表四十七の項中「一万五千五百円」を「一万六千九百円」に改め、同表に次のように加える。

八十七 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。) 第五条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 法第六条第二項の規定による申出をしない場合 次に掲げる住戸の数(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 一 四万五千円 (二) 二以上五以下 十一万円 (三) 六以上十以下 十七万円 (四) 十一以上三十以下 三十四万円 (五) 三十一以上五十以下 六十万円 (六) 五十一以上百以下 百万円 (七) 百一以上二百以下 百九十万円 (八) 二百一以上三百以下 二百七十万円 (九) 三百一以上 三百三十万円 2 法第六条第二項の規定による申出をする場合 1に掲げる額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えて得た額 (一) 法第六条第二項に規定する確認の申請書に係る建築物についての構造計算適合性審査(建築基準法第二十条第二号イまたは第三号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法もしくはプログラムまたは同条第三号イに規定するプログラムにより適正
---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に行われたものであるかどうかの審査をいう。以下この項において同じ。)を要しない場合 次に掲げる床面積の合計(知事が規則で定める算定方法によって算定したものをいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三十平方メートル以内のもの 五千円
 - (2) 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの 九千円
 - (3) 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの 一万四千元
 - (4) 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万九千元
 - (5) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万四千元
 - (6) 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 四万八千元
 - (7) 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十四万円
 - (8) 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 二十四万円
 - (9) 五万平方メートルを超えるもの 四十六万円
- (二) 法第六条第二項に規定する確認の申請書に係る建築物についての構造計算適合性審査を要する場合 (一)に掲げる額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加えて得た額
- (1) 構造計算適合性審査が建築基準法第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの審査のみである場合 構造計算適合性審査の対象となる構造計算ごとに、次に掲げる当該構造計算に係る部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 千平方メートル以内のもの 十六万三千元
 - ロ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 二十一万三千元
 - ハ 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 二十四万三千元
 - ニ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 三十二万三千元

<p>十 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第二条第四項の規定に基づく修了確認期限の延期</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料</p>	<p>二千円</p>
<p>九 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第二条第二項の規定に基づく更新講習修了確認(同条第三項第三号に規定する確認を含む)。</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認等手数料</p>	<p>三千三百円</p>

別表第七号の表二の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表三の項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同表中九の項を十四の項とし、八の項を十三の項とし、七の項を十二の項とし、同項の前に次のように加える。

		<p>ホ 五万平方メートルを超えるもの 五十八万三千円</p> <p>(2) 構造計算適合性審査が建築基準法第二十条第二号イまたは第三号イの構造計算が同条第二号イまたは第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの審査のみである場合 構造計算適合性審査の対象となる構造計算ごとに、次に掲げる当該構造計算に係る部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 千平方メートル以内のもの 十二万三千円</p> <p>ロ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 十五万三千円</p> <p>ハ 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十六万三千円</p> <p>ニ 一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの 二十万三千円</p> <p>ホ 五万平方メートルを超えるもの 三十二万三千円</p> <p>(3) 構造計算適合性審査が(1)の審査および(2)の審査である場合</p> <p>(1)および(2)に掲げる額の合計額</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

十一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第二条第五項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がないものであることの認定	教育職員免許状更新講習受講免除認定手数料	三千三百円
----------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	-------

別表第七号の表中六の項を八の項とし、五の項を七の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 教育職員免許法第九条の二第一項の規定に基づく有効期間の更新	教育職員免許状有効期間更新手数料	三千三百円
六 教育職員免許法第九条の二第二項の規定に基づく有効期間の延長	教育職員免許状有効期間延長手数料	二千元

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三号の表百七十の二の項を削る改正規定 公布の日
- 二 別表第二号の表百八の項から百十一の項までの改正規定 平成二十一年四月十六日
- 三 第三条第一項の表の改正規定、別表第三号の表二百一の項の改正規定および同表二百二の項の改正規定(「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第二項」に改める部分に限る。) 平成二十一年五月一日
- 四 別表第三号の表百五十の項、百五十四の項および百五十四の二の項の改正規定 平成二十一年六月一日
- 五 別表第六号の表に八十七の項を加える改正規定 公布の日から起算して三月を

超えない範囲内において規則で定める日
 福井県生活学習館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
 平成二十一年三月二十四日
 福井県知事 西川 一誠

福井県条例第七号

福井県生活学習館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
 福井県生活学習館の設置および管理に関する条例(平成七年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一号の表学習室B一の項の次に次のように加える。

学習室B一―二	二、五〇〇	三、三〇〇	二、五〇〇	八、三〇〇
学習室B一―三	二、一〇〇	二、八〇〇	二、一〇〇	七、〇〇〇

別表第一号の表スタジオの項および映像製作室の項を削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県衛生環境研究センター試験検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第八号

福井県衛生環境研究センター試験検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例

例

福井県衛生環境研究センター試験検査等手数料徴収条例（昭和二十四年福井県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「センター」という。）」を削る。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とする。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第九号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例
福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表画像蓄積装置の項の次に次のように加える。

RFIDシステム

一時間につき

五〇〇

別表第一号の表ミリ波送受信システムの項の次に次のように加える。

ミリ波モジュール

一時間につき

七八〇

別表第一号の表ハンデード圧縮試験機の項の次に次のように加える。

繰返し圧縮試験機

一時間につき

一、九六〇

別表第一号の表電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

電界放出型走査型電子顕微鏡

一時間につき

六、四九〇

別表第一号の表減量加工試験機の項の次に次のように加える。

インクジェット式バッテリーインク装置

一時間につき

一、五七〇

別表第一号の表ロータリースタテイクテストの項を次のように改める。

摩擦帯電圧測定器

一時間につき

二五〇

別表第一号の表交絡度計測装置の項、整経機の項および3Dデザイン創作装置の項を削り、同表研磨実験システムの項の次に次のように加える。

複合サイクル試験機

一時間につき

七三〇

別表第一第一号の表反応改質混練システムの項の次に次のように加える。

高分子材料ファイダー	一時間につき	四三〇
------------	--------	-----

別表第一第一号の表粘弾性測定装置の項の次に次のように加える。

TOC測定装置	一時間につき	七〇〇
---------	--------	-----

別表第一第一号の表音響アクチュエータ校正装置の項の次に次のように加える。

音響リアルタイム分析器	一時間につき	一、二四〇
-------------	--------	-------

別表第二の二の項(一)に次のように加える

(4) 特に複雑で困難なもの	一試料一項目につき	二五、一六〇
----------------	-----------	--------

別表第二の三の項(五)に次のように加える

(3) インクジェットによるもの	一試料につき	三八、八六〇
------------------	--------	--------

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十号

福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県総合グリーンセンターの設置および管理に関する条例(昭和五十五年福井県条例

第二号)の一部を次のように改正する。
別表第二設備の項中

木材乾燥室	一、五〇〇	を
-------	-------	---

木材乾燥室 木質ペレット製造機	一、五〇〇 四八〇	に
--------------------	--------------	---

改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県立図書館手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十一号

福井県立図書館手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立図書館手数料徴収条例(昭和四十五年福井県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「複写」の下に「または用紙への出力」を加える。

別表中「マイクロリーダープリンターにより作成した写し」を「プリンターにより用紙に出力したもの」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十二号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の

一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第二号1の表七の項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改め、同表八の項中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表九の項中「二千五百円」を「二千五百五十円」に改め、同表九の二の項の次に次のように加える。

九の三 法第九十七条の二第一項第三号または第一百一条の四第二項の規定に基づく認知機能検査	認知機能検査手数料	六百五十円
----------------------------------------------	-----------	-------

別表第二号1の表十五の項の次に次のように加える。

十五の二 法第九十七条の二第二項第三号イに規定する認知機能検査を行う者に対する講習	認知機能検査員講習 受講手数料	1 法第八十条の二第一項第十二号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者として公安委員会が認めるものに対する講習 2 1以外の講習	二千五百円 三千八百五十円
-------------------------------------------	--------------------	-------------------------------------------------------------------------	------------------

別表第二号1の表十六の項の12を次のように改める。

12 法第八十条の二第一項第十二号に掲げる講習

(一) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許または第二種運転免許を受けている者に対する講習 五千八百円

(当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イまたは第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千三百

五十円)

(二) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 二千三百五十円
別表第二号1の表十六の項の14中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に、「千四百円」を「千五百円」に改める。
別表第二号3の表一の項中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二号1の表に十五の二の項を加える改正規定および別表第二号3の表一の項の改正規定ならびに次項の規定 平成二十一年四月一日

二 別表第二号1の表に九の三の項を加える改正規定および同表十六の項の改正規定 平成二十一年六月一日

三 別表第二号1の表七の項から九の項までの改正規定 平成二十二年一月四日
(経過措置)

2 前項第一号に規定する日から平成二十一年五月三十一日までの間における改正後の別表第二号1の表十五の二の項の規定の適用については、同項中「法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)による改正後の法」とする。

福井県の部制に関する条例等の一部を改正する等の条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十三号

福井県の部制に関する条例等の一部を

改正する等の条例

(福井県の部制に関する条例の一部改正)

第一条 福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 観光営業部

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条に次の一号を加える。

四 統計および情報に関する事項

第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 公営企業に関する事項

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一号を加える。

第八条 観光営業部においては、次の事務をつかさどる。

一 県の魅力の向上に関する事項

二 観光および国際化に関する事項

(福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一号を加える。

(組織)

第三条の二 法第十四条の規定に基づき、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、産業労働部を置く。

(福井県企業局設置条例の廃止)

第三条 福井県企業局設置条例(昭和四十六年福井県条例第二十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福井県職員定数条例の一部改正)

2 福井県職員定数条例(昭和二十四年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局および」を削る。

第二条第一項第一号イ中「病院の職員」の下に「および企業業務に従事する職員」を加え、同号中

「ロ 病院の職員

を

「ロ 病院の職員

ハ 企業業務に従事する職員

に、「四、一四五人」を「四、二四九人」に改め、同項第九号を削る。

(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表三の項から六の項までを削る。

別表中第六号の表を第七号の表とし、第二号の表から第五号の表までを一表ずつ繰り下げ、第一号の表の次に次の一表を加える。

二 総合政策部関係

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)

各市町

各市町

九三〇人

九三〇人

一〇四人

<p>および電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年福井県条例第五十五号。以下この項中「条例」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収に関する事務 2 条例第二条第二項の規定による発行手数料の納付に関する事務 	<p>二 統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号。以下この項中「政令」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政令別表第一の二の項第三欄第一号の規定による統計調査員の設置に関する事務 2 政令別表第一の二の項第三欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務 3 政令別表第一の二の項第三欄第三号の規定による調査票の収集に関する事務 4 政令別表第一の二の項第三欄第四号の規定による立入検査等その他の調査の実施および当該調査の結果に基づく調査票の作成に関する事務 5 政令別表第一の二の項第三欄第七号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務 	<p>三 統計法施行令(以下この項中「政令」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政令別表第一の四の項第三欄第一号の規定による統計調査員の設置に関する事務 2 政令別表第一の四の項第三欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務 3 政令別表第一の四の項第三欄第三号の規定による調査票の収集に関する事務 4 政令別表第一の四の項第三欄第六号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務
各市区町	各市区町	各市区町

<p>四 統計法施行令(以下この項中「政令」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政令別表第一の六の項第三欄第一号の規定による統計調査員の設置に関する事務 2 政令別表第一の六の項第三欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務 3 政令別表第一の六の項第三欄第三号の規定による調査票の収集に関する事務 4 政令別表第一の六の項第三欄第六号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務 	各市区町
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

4 (福井県手数料徴収条例の一部改正)
 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表十五の項中「別表第六号の表四十七の項」を「別表第七号の表四十七の項」に改め、同表十六の項中「別表第六号の表五十七の項」を「別表第七号の表五十七の項」に改める。

別表第四号の表一の項から三の項までを次のように改める。

事務の区分	名称	金額
一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二十号)第十八条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士登録申請手数料	五千円
二 通訳案内士法第二十三条第二項の規定に基づく通訳案内士登録の訂正	通訳案内士登録訂正手数料	四千元
三 通訳案内士法第二十四条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手数料	四千元
四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第三条第一項および第八条第一項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	二千元
五 旅券法第九条第一項および同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	三百円
六 旅券法第十条第一項ただし書および同条第四項において準用する同法第八条第一項の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正	一般旅券記載事項訂正手数料	二百円

一から三まで 削除

別表第四号の表中八の二の項から八の五の項までを削り、九の項から十二の項までを次のように改める。

九から十二まで 削除

別表中第七号の表を第八号の表とし、第六号の表を第七号の表とし、第五号の表を第六号の表とし、第四号の表の次に次の表を加える。

五 観光営業部関係

<p>七 旅券法第十二条第一項および同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補</p>	<p>一般旅券査証欄増補手数料</p>	<p>五百円</p>
<p>八 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)第五条第一項の規定に基づく旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査</p>	<p>旅行業新規登録申請手数料</p>	<p>二万円</p>
<p>九 旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業法第三条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査</p>	<p>旅行業者代理業新規登録申請手数料</p>	<p>一万七千円</p>
<p>十 旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業法第六条の三第一項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査</p>	<p>旅行業更新登録申請手数料</p>	<p>一万七千円</p>
<p>十一 旅行業法施行令第五条第一項の規定に基づく旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査</p>	<p>旅行業変更登録申請手数料</p>	<p>一万千円</p>

(改正の順序)

5 前項および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成二十一年条例第六号)の規定により改正される福井県手数料徴収条例の規定は、福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例の規定によってまず改正され、次いで同項の規定によって改正されるものとする。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十四号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十九年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「二十六万八千五百円」を「三十六万五千五百円」に改める。

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「百分の十」を「百分の七」に、「百分の八」を「百分の五」に改める。

第三十二条第二項中「百分の十」を「百分の七」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第二十九条第一項の手当の額は、平成二十三年三月三十一日までの間、同条第二項の

規定にかかわらず、その者の給料月額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
平成二十一年四月一日から 平成二十二年三月三十一日まで	百分の九(管理職手当の支給を受ける者にあつては、人事委員会が百分の七を超えない範囲内で定める割合)
平成二十二年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで	百分の八(管理職手当の支給を受ける者にあつては、人事委員会が百分の六を超えない範囲内で定める割合)

3 改正後の条例第三十二条第一項の手当の額は、平成二十三年三月三十一日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、従事した月一月につき、その者の給料月額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
平成二十一年四月一日から 平成二十二年三月三十一日まで	百分の九
平成二十二年四月一日から 平成二十三年三月三十一日まで	百分の八

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項に次の一号を加える。
六 福井県一般職の職員等の給与に関する

る条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年福井県条例第十四号)附則第二項および第三項

福井県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十五号

福井県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福井県介護保険財政安定化基金条例(平成二十二年福井県条例第八号)の一部を次のように改正する。
第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十六号

福井県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福井県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第一号ハを次のように改める

ハ 循環器内科

第二条第三項第二号ロを次のように改める

ロ 神経内科

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

河川法施行条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十七号

河川法施行条例の一部を改正する条例
河川法施行条例(平成二十二年福井県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三十年」を「二十年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に申請される河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第二十三条から第二十七条までおよび第五十五条第一項の許可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十八号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号イ中「一、三一人」

を「一、三〇二人」に改め、同号八中「三四八人」を「三三八人」に改め、同項第三号イ中「六六三人」を「六九〇人」に改め、同号八中「二〇四人」を「二〇二人」に改める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第十九号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「二、九一人」を「二、八八二人」に改め、同号ロ中「二〇五人」を「二〇七人」に改め、同号ハ中「五六人」を「五五人」に改め、同号ニ中「二〇四人」を「二〇三人」に改め、同項第二号イ中「一、七五二人」を「一、七五九人」に改め、同号ロ中「七五人」を「七二人」に改め、同号ハ中「二〇人」を「一八人」に改め、同号ニ中「七六人」を「七四人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十号

福井県立恐竜博物館の設置および管理

に関する条例の一部を改正する条例
福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例(平成十二年福井県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一常設展の項を次のように改める。

団体	常設展		
	個人		
	観覧券により観覧する	場合一覧により観覧する	年間観覧券により観覧する
小学生・中学生	小学生・中学生	小学生・中学生	小学生・中学生
高校生・大学生	高校生・大学生	高校生・大学生	高校生・大学生
一般	一般	一般	一般
二〇〇	二五〇	一、五〇〇	一、二〇〇
三〇〇	四〇〇	七五〇	四〇〇
四〇〇			
七五〇			
二〇〇			

別表第一備考第一号中「団体」を「団体」に改め、同表備考中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 三 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して一年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十一号

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

福井県地方警察職員定数条例(昭和二十九年福井県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「一五八人」を「一五九人」に、「九三三人」を「九二九人」に、「四八三人」を「四八六人」に、「一、六四二人」を「一、六五二人」に、「一、九九三人」を「二、〇〇三人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十二号

福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年福井県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「発せられる」を「生じる」に、「発する」を「生じさせる」に改める。
- 第四条第一項中「測定した」を「測定し、または測定したものとした場合における」に、「発し」を「生じさせ」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を削る。
- 第九条を削り、第八条を第十条とする。
- 第七条第一項中「前二条」を「第六条または第七条」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(拡声機の使用を要求し、または依頼した者等に対する勧告)

第八条 警察署長は、違反行為が行われた場合において、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為に係る拡声機の使用を要求

し、もしくは依頼した者または自己の管理に係る拡声機を当該違反行為に使用させた者があるときは、これらの者に対し、拡声機を使用する者が拡声機の使用に關し違反行為をすることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第六条の見出し中「勧告」の下に「および移動命令」を加え、同条中「発せられる」を「生じている」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生を防止するために、その場所から移動することを命ずることができ。

第五条の見出しを「(停止命令等)」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第四条第一項」に、「違反行為により生じている音の同条に規定する測定地点における音量を八十五デシベル以下に下げるべきこと」を「違反行為の停止」に改め、同条第二項中「により」を「による」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(拡声機の使用を要求し、または依頼する者等の義務)

第五条 何人も、他人に対し、拡声機の使用を要求し、もしくは依頼するとき、または自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させるよう努めなければならない。本則に次の一条を加える。

(罰則)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者
- 二 第六条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者
- 三 第七条第二項の規定による警察官の命令に違反した者

2 第九条第一項の規定による警察官の立入りもしくは調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福井県中小企業振興条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十三号

福井県中小企業振興条例

福井県の中小企業は、今日まで生産、流通等本県経済の原動力として、経済活動全般にわたって長年重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年のグローバル経済の拡大およびそれに伴う競争の激化、人口減少社会の到来による需要の縮小、円および原油原材料価格の乱高下による急激な為替およびコストの変化、世界的な金融不安等により、本県の中小企業は現在極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中、活力と希望のある福井県を築くためには中小企業の自助努力はも

とより、中小企業を社会全体で育て、支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において担う役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興に關し、基本理念を定めるとともに、県の責務、基本方針等を明らかにすることにより、中小企業の振興に關する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本県経済の活性化および県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業に關する団体をいう。

3 この条例において「国その他の関係機関」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等をいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民および県内において事業活動を行う者をいう。

5 この条例において「中小企業者が供給する製品等」とは、中小企業者が供給する物および役務ならびに行う工事をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫および自主的な努力を促進すること

を基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者の経営の安定および向上が、雇用の機会の確保および需要の創出その他の県民生活および県内経済の向上に寄与することについて、県、中小企業団体および県民等が理解を深めるとともに、それぞれの立場から中小企業の振興に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 中小企業の振興は、公正かつ自由な競争を阻害し、または制限するものであってはならない。

4 中小企業の振興は、産業構造、企業規模その他の本県の特性に十分配慮して行われなければならない。

4 県は、前条に定める基本理念のつとより、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、中小企業振興施策を策定し、および実施するに当たっては、市町、中小企業団体、大学および金融機関と連携して取り組むものとする。

3 県は、国その他の関係機関と協力して効果的な中小企業振興施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国その他の関係機関に対し中小企業振興施策の充実および改善を要請するものとする。

4 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上および改善を図るよう努めるとともに、中小企業者

の社会的責任に配慮し、その活動および中小企業者が供給する製品等が常に安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用を通じて地域の振興に資するため、雇用環境の整備に努めるとともに、地域住民と連携して地域社会の発展に努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第六条 県民等は、社会全体で中小企業者を支援するため、この条例の趣旨について理解を深め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図るなど、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 県は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の製品開発および販路開拓の支援

二 中小企業者の創業および新たな事業の創出等の促進

三 中小企業者の経営革新の促進および経営基盤の強化

四 中小企業者に対する資金供給の円滑化

五 中小企業者の受注機会の増大

六 中小企業者の知的財産等の活用の促進および産学官との連携

七 国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材の活用による品質の確保

八 中小企業者の事業活動を担う人材の育成および確保

九 中小企業者および中小企業者が供給する製品等に関する情報の提供

十 中小企業者における子育てに適した職場環境の整備促進

(財政上の措置)

第八条 県は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第九条 知事は、毎年、議会に、中小企業の振興について取り組む事項およびその実施状況を報告しなければならない。

(その他)

第十条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項について規則を定めなければならない。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十四号

福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成十九年福井県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十一年三月二十四日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十五号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例

る条例

福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「農林水産部、企業局」を「観光営業部、農林水産部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定による産業委員会の委員、委員長または副委員長である者は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の福井県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定による産業委員会の委員、委員長または副委員長に選任され、または互選されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により産業委員会にて審査中の事件および産業委員会以外の常任委員会において審査中の事件であつて、新条例の規定により産業委員会において審査されることとなる事件については、この条例の施行の日に、新条例の規定により産業委員会に付議されたものとみなす。

平成二十一年三月二十四日
印刷

発行人

〒910-1858
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県
株式会社

☎ 5678番